

小千谷市監査委員告示第1号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を別紙のとおり公表する。

令和3年1月25日

小千谷市監査委員 佐藤 昭夫
同 山賀 一雄

小 監 第 70 号2

令和3年1月25日

小千谷市長 大塚 昇一 様

小千谷市監査委員 佐藤 昭夫

同 山賀 一雄

定期監査結果に関する報告について

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査を、小千谷市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり報告します。

記

1 監査対象

議会事務局及び企画政策課における令和2年度の財務に関する事務の執行

2 監査の期間

令和2年12月25日 ～ 令和3年1月25日

3 監査の実施場所

監査委員事務局執務室、議会事務局執務室及び企画政策課執務室

4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、法令等に基づいて適正及び合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼として監査を実施した。

5 監査の主な実施内容

議会事務局及び企画政策課における事務について資料の提出を求め、同資料に基づき関係諸帳票の審査を行うとともに、関係職員の説明を聴取して行った。

なお、議会経費の政務活動費について、地方自治法第199条の2の規定に基づき、山賀一雄監査委員は除斥とした。

6 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事務の管理は、おおむね適正と認めた。